

# 全中連厚労省交渉報告書

20220204

報告者 全商連 宇野

・厚労省担当部局

医政局：総務課・歯科保険課 保険局：医療課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課 新型コロナウイルス感染症対策本部：戦略班・検査班

保険局：老人保健課 健康局 健康課予防接種室 職業安定課 雇用開発企画室

・要請行動参加者 保団連・全商連から7人

要請項目:ゴシック 回答:明朝

## 1、医療政策全般について

**①新型コロナウイルス患者に対する、自宅療養を原則とする政策を公式に撤回し、臨時の医療施設を設置するなどして入院病床を増やすとともに医療従事者を確保すること。**

【回答】

・自宅療養は、2021年のデルタ株流行期に地域の実情に応じた対応をお願いしていた。2021年11月に政府全体で「次の感染拡大に備える全体像」を取りまとめ、医療提供体制の抜本的な拡充を進めてきた。現在は、昨年比べて1万人増の3万7千人が入院できる病床を確保し、臨時医療施設も3400人分を確保した。感染症専門家の育成も続けている。

【質疑・意見】

・**自宅療養を原則とする方針は撤回すべき。検査拡大、ワクチン接種を早期に進めることが重要。**  
→自宅療養を原則とする方針は撤回していない。適切な療養を進めていくということは変わっていない。

**②大規模検査や集団検査の実施など検査体制を抜本的に強化するとともに、ワクチンの安全・迅速な接種体制を構築するために、医療体制の確保状況や感染状況などの実態にそくしたロードマップを明らかにすること。**

【回答】

・都道府県と共に、検査が必要な人が検査を受けられるように体制を整えてきた。発熱患者に対する検査だけでなく、介護従事者等に対する一斉検査、自治体による無料検査を実施している。引き続き体制を整備していく。検査キットの不足については、メーカーに増産要請を行っている。行政検査を行っている自治体・医療機関や濃厚接触者の待機緩和のための検査を行っているところに確実に供給できるように、メーカー・問屋をお願いしている。

・ワクチンについては、4月までに使用するものについては、市町村に配分量を示した。3回目接種の対象者（約1億人）の85%にあたる。追加接種が速やかに進むよう、自治体に対する説明会なども開催している。

【質疑・意見】

- ・検査キットの供給に対しては、安定的に供給する体制を作ることも国の責任ということを変更して肝に銘じてほしい。検査キットが不足して、「発熱難民」が生まれている。医師として確定情報がない中で治療にあたることに不安もある。現場の思いを受け止めて対応にあたってほしい。

→検査キットの確保については、対応が遅かったと指摘されるが、生産能力も確実に向上している。引き続きしっかり取り組んでいく。

- ③診療報酬を抜本的に引き上げること。また、すべての医療機関、介護事業所、歯科技工所等に対する減収補てん、補助金等の拡充を図ること。

#### 【回答】

- ・国の財政状況が厳しい中で、地域の医療機関の状況などをふまえ、職員の処遇改善や新型コロナ対応で明らかになった課題などへの対応が求められた。今回の改訂では、全体として0.43%の引上げを確保した。新型コロナなどの新興感染症に対応できる医療体制の構築を進めるとともに、平時でも有事でも国民が必要な医療サービスを受けられるよう取り組んでいく。
- ・コロナ病床を確保した医療機関への支援や、自宅療養・宿泊療養への対応などを中心に、6.8兆円の財政支援を行なっている。
- ・歯科技工所の減収対策としては、無利子・無担保の融資制度を活用している。

#### 【質疑・意見】

- ・日本の社会保障費は、対GDP比で22%にとどまり、OECD格国と比較すると10%程度少ないのが現状。これをどう確保するかを考えないと制度改善にはつながらない。国民のいのち、健康、暮らしを守る施策を実現するために、その点を意識してほしい。
- ・医療機関の収入はマイナスが続き、医療機関の倒産も増えている現状を厚労省はどう考えているのか。
  - 物価・賃金の動向、医療機関の経営状況をふまえて、必要な財源は要求している。
  - 補助金があっても医療機関の経営は厳しい上に、医療機関の倒産件数も増えている。そうした状況を踏まえると、今回のような診療報酬改定でよかったのか、これからの議論で厳しく問われる。

## 2、国民健康保険について

- ①国保料・税のコロナ特例減免の対象を、2019年分との比較で30%以上減少している場合や、生活保護基準の150%まで広げること。また、離転職等で前年と所得区分が異なる場合であっても、実際の収入状況に応じて減免の対象とすること。

#### 【回答】

- ・新型コロナの影響で収入が減少した被保険者の保険料の特例減免を行っている。令和3(2021)年分の保険料は、コロナの影響が出た令和2(2020)年の所得に対して課税されることになる。また、所得が一定額以下の場合には応益割の法定軽減もあり、令和2年の所得減少を反映した保険料が賦課される。令和元(2019)年の収入比較で減免をすると、以前から収入が低

い人との間で不公平となることから適当でないと考える。なお、保険者(自治体)の判断で、個別の事情に応じて減免することは可能。離転職者等への対応も財政支援の対象にはならないが、自治体の判断で減免は可能。

【質疑・意見】

- ・自治体の判断で減免する際の財源として臨時交付金は利用できるか。また、臨時交付金を利用して保険料の減免をした場合は、法定外繰入として扱われるか。  
→臨時交付金の利用は可能。目的が保険料の減免であるため法定外繰入にはあたらない。
- ・次年度以降もコロナ特例減免を継続するべきではないか。  
→どうするか考えなくてはならない時期になっている。このタイミングで具体的なことは言えないが、来年度以降の財政支援については、しっかり検討していく。
- ・「2019年以前から所得が低い人との公平性」と言うが、2019年との比較に限定せず、2019年度・2020年度との選択制にしてほしい。収入30%減の要件についても、現状で生活できないくらいの所得の人も多くいる。生活もままならないような所得から30%減少することを要件とすることはおかしい。所得減少基準だけでなく、生活保護基準の150%という要件も加えるべき。そもそも保険料・税が高いことが問題ではないか。  
→国が示しているのは財政支援の基準。「国の財政支援」という点では、一定の基準を設けなければならない。国からの財政支援はないが、市町村が独自に減免基準を設定することは可能。国保加入者には高齢・低所得者が多い、という構造的問題があることは承知している。市町村からも、保険料が高い、と言う声が上がっている。今後しっかり検討していかなければならない課題と認識している。
- ・応益割が保険料負担を押し上げ、低所得の加入者を苦しめている。応益割を撤廃するくらいの議論をしてほしい。

②令和2年5月7日事務連絡「中小・小規模事業者に対する『持続化給付金』の生活保護制度上の取り扱いについて」にあるように、国保料・税の算定にあたっては給付金等を所得に算入しないこと。2021年分の国保料・税についても、再計算し、還付は次年度の保険料・税に充当すること。

【回答】

- ・持続化給付金は、住民税算定時において非課税措置が取られていないため、国保算定時に非課税として取り扱うということは考えていない。その他の給付金等も、課税対象であれば同様の扱いとなる。

【質疑・意見】

- ・市町村が、国保料・税を算定する際に「給付金等を所得に算入しない」という扱いをすることは可能か。

→当初から「所得に算入しない」という扱いは難しいが、給付金等を含めて賦課した後で、給付金等に相当する部分を減免することは可能。ただし、国からの財政支援を行うことは

考えていない。臨時交付金等を財源として実施することも可能。

- ・「申請主義」ではなく、厳しい生活の中で申請できない人にも配慮して制度設計をしてほしい。

③国保料・税の滞納徴収では、滞納者の実情を十分よく聞き、分納・減免等の制度を活用し、差し押えを優先しないよう市町村を通知すること。また、国保料においても、滞納処分の執行停止ができることを周知徹底し、国税徴収法に基づく「納税緩和措置」を積極的に適用すること。

【回答】

- ・資力があり、かつ納付困難な事情がないにも関わらず滞納しているものに対しては差し押え等を行う必要がある。実際に差し押えをする際には、市町村において滞納者の個々の実情をよく聞いた上で納付相談を行い、分納を認めるなど、きめ細かい対応を行い、生活を著しく困窮させるおそれがあるときには滞納処分の執行を停止する等、適切に対応することになる。徴収業務の適切な対応については、自治体職員向けに周知している。

【質疑・意見】

- ・滞納者が自治体の窓口相談に行っても、具体的な納付相談が行われなことも多い。再度、自治体に親身の相談に乗るよう指導してほしい。
- ・(全商連に寄せられた滞納整理に対する相談を紹介しつつ)、不当な滞納整理が日常的に行われている。自治体に、滞納整理にあたってのマニュアル等を作らせて、適正な手続きを踏んだ滞納整理を行うよう指導してほしい。  
→自治体の行う滞納処分の中に、対応としてふさわしくないものがあるという指摘があったが、自治体が適切な対応をするよう指導していきたい。不当と思われる事例を教えてもらえれば、個別の対応ができるかどうかは別として、しっかり目を通していく。

### 3、高齢者医療、介護保険などについて

- ・後期高齢者医療の窓口負担2割化は中止・凍結すること。

【回答】

- ・高齢化が進む中で、負担能力のある人に負担していただくことは必要と考える。高齢者の負担能力や生活状況を踏まえた上で、課税所得28万円以上、かつ単身者の場合年収200万円以上、夫婦の場合年収320万円以上の所得上位30%にあたる高齢者に限り、窓口負担を2割とすることとした。2割負担となることで影響が大きい外来患者については、施行後3年間に限り、月の負担増が最大3000円におさまるような措置を講じている。

【質疑・意見】

- ・「負担能力がある者の負担を増やした」というが、本当に負担能力があると考えているのか。高齢者の生活実態を見れば、負担を2倍にすることは適当ではない。骨太方針には、後期高齢者の負担を増やすことが書き込まれている。収入基準が下がることは必至ではないか。  
→少子高齢化が進む中で、現役世代の負担を抑えていくことが必要、ということは理解して

ほしい。施行後3年は配慮措置を設けることで対応している。今後については、関係者の間で丁寧に議論を行っていく。

- ・ **窓口負担が2倍となる収入基準等はどうなっているか。またコロナ関連の給付金も所得に算入されるのか。**

→課税所得が28万円以上かつ年金所得を差し引いた合計所得金額と年金収入の合計が200万円(単身世帯)もしくは320万円(夫婦世帯)を超えた場合に2割負担の対象となる。給付金等については、所得算入することにされているものは対象になる。

- ・ **現行の「現役なみ所得」者の3割負担の制度では、自営業者は、経費を差し引く前の売上げが収入として扱われていることから、所得が低いにも関わらず3割負担となっている者がいる。今度の制度では、自営業者についても、収入(売上)ではなく、所得で判断することになるのか。**

→そのとおり。

## 5、マイナンバー（共通番号）について

- ・ **共通番号カードを健康保険証として利用することを強制しないこと。健康保険証による受診も可能なことを周知すること。**

### 【回答】

- ・ 確実な本人確認と、資格確認のために導入した。骨太方針では、来年度中におおむねすべての医療機関で利用できるようにする計画になっているため、少なくともそれまでの間は併用できる。来年度中に、ほとんどの被保険者がマイナンバーカードを取得するよう全力で取り組みを進めている。訪問看護、柔道整復の分野でもマイナンバーカードを保険証として利用できるよう進めていく。

### 【質疑・意見】

- ・ **医療の現場では、利用するにしても事務手続き等が複雑となるため、全く利用する価値がないと考える。マイナンバーカードに一元化することは、プライバシー保護の観点からも問題。個人の医療情報は丁寧な扱いが必要。**

- ・ **実際に利用できる医療機関はどのくらいあるか。**

→顔認証カードリーダーを申し込んでいる医療機関は全体の56.7%(2022年1月末現在)、利用の準備ができている医療機関は16.3%、運用を開始しているのは11.2%になっている。

- ・ **9割の医療機関が利用できない中で、保険証としての利用を推進しても、医療機関と患者との間でトラブルが起きるだけではないか。厚労省として、これまで通り保険証でも受診が可能、ということを知する考えはないのか。**

→オンライン資格確認は、マイナンバーカード「も」保険証として利用できる、というものの。医療関係者向けの講演会や資料等では、従来の保険証も利用できる、と説明している。

→その点を厚労省から大きく打ち出してもらわないと、患者・医療機関ともに困ることにな

るので、改めてアナウンスすることを求めたい。

- ・マイナンバーカードを保険証として利用できるよう手続きを行った人数は。

→約 700 万人程度になる。マイナンバーの交付枚数は 5200 万枚程度になっている。

## 6、労働保険・雇用調整助成金について

- ・雇用調整助成金の特例制度をコロナ禍が収束するまで延長すること

【回答】

- ・コロナ特例は、現在は 3 月末までとなっている。4 月以降の取り扱いについては、今月中のなるべく早い時期にプレスリリースを出す予定となっている。現時点では具体的なことは言えないが、今の状況を踏まえて適切に対応していく。

【質疑・意見】

- ・コロナ特例の申請については、現状では、判定基準期間の末日から 2 ヶ月以内、となっているが、雇用維持のために必死の努力を続けている中小零細業者を支援するためにも、「コロナ特例が終了してから 2 ヶ月以内」とするなどして、柔軟に対応してほしい。

→雇用調整助成金関連の手続き、助成金の審査にあたっては、事実関係の審査が必要であることから、2 ヶ月以内に行うことになっている。一方で、天災等の事業主の責に帰さない事由がある時には、各労働局で判断して柔軟に対応することで、期限が経過していても認められる場合があるため、個別の事情を労働局として相談してほしい。

以上